

# 福岡県公報

令和二年十一月十三日  
第百五十一号  
増刊  
①

## 目次

### 再掲

○福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) ……………一

### 再掲

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県教育委員会訓令第五号

本庁  
出先機関

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その他の教育機関の職員」を「その他の教育機関の職員(会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。)」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症まん延防止のため行う休憩時間の変更)

**第十二条** 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延を防止するために行う職員の休憩時間の変更については、教育長が別に定める。

(在宅勤務)

**第十三条** 在宅勤務(職員が、所属長の承認を受けて、自宅その他所属長が認める場所で行う勤務をいう。)を実施するため必要な職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の変更については、教育長が別に定める。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。